

第4章 今後の継続的な検討方針

4.1 計画全般の検討方針

(1) 計画の継続的な見直し

- 県は、本計画の実効性を高めるため、常に地域防災計画、業務継続計画等の関連計画との整合を図るとともに、県内の情勢、関係機関の体制の変化や新たな知見を踏まえ、最新の情報に基づく内容となるよう継続的に更新する。
- 県は、本計画に基づき県関係課、市町村及び関係機関による図上訓練及び実動訓練を継続的に実施し、計画の課題を抽出するとともに改善を図る。

(2) 市町村の受援計画策定支援

- 県は、本計画と整合した「長野県市町村受援計画 標準形」を作成し、すべての県内市町村において速やかに受援計画が策定されるよう支援する。
- 県は、市町村受援計画についても、本計画の見直しに併せて継続的な更新を図ることができるよう、市町村への情報提供を実施する。

(3) 関係機関との連携

- 県は、大規模災害時における近隣県や関係機関との円滑な応援・受援に係る連携を実現するため、情報共有や対策の検討を実施する。
- 県は、隣県に所在する広域防災施設等の活用も想定し、相互応援協定等における広域防災拠点に係る記載内容や、連絡体制の構築等について検討する。
- 本計画では、県関係課が本来業務として実施する応援・受援業務については詳細を記載していないが、ライフラインの確保等、活動の前提となるような重要事項も含まれているため、県は、実効性向上に向けた関係機関との連携等、対策の強化に努める。

4.2 広域防災拠点計画に係る検討方針

(1) 広域防災拠点の運用体制の確保

- 県災害対策本部、県地方部及び施設管理者は、防災関係機関等と連携し、具体的な広域防災拠点の運用手順について、広域防災拠点ごとに検討を行う。
- 県は、広域物資輸送拠点における物資流通のオペレーション等について、専門事業者のノウハウを活かすため、各拠点施設における具体的な活動内容や役割分担について検討する。

(2) 広域防災拠点施設・設備整備の検討

- 県は、災害時の通信、電力等のライフラインの確保や、車両のアクセス改善等に必要な、広域防災拠点の施設・設備整備の検討を行う。検討にあたり、各種施設・設備の詳細や非構造部材の耐震性等を把握するための調査を行う。

- 県は、広域物資輸送拠点におけるフォークリフトの確保手段を検討するとともに、フォークリフトを利用可能な施設・設備整備を検討する。また、大量の物資を取り扱うことになるため、大型車両の利用可能な施設・設備整備も検討する。

4. 3 機能別活動計画に係る検討方針

(1) 受援対象業務の具体化

- 県は、16 の機能別活動計画において、受援対象としている 16 業務について、地域防災計画、業務継続計画との整合を図り、県職員が実施すべき業務内容と、積極的に応援職員を受け入れる業務内容を具体化する。
- 県は、行動計画に基づき、発災時における各課の行動目標、対応手順や連絡先等を取りまとめる。